

(別紙②)

インフルエンザ・感染性胃腸炎対策について

1 趣旨

流行が懸念される「インフルエンザ」また、「感染性胃腸炎」の予防と集団感染の防止を目的とする基本的な指針とする。

2 インフルエンザ予防（感染防止）の対策

(1) 感染の実際

【飛沫感染】咳やくしゃみなどに含まれるウィルスを鼻や口から吸い込んで感染する。

※咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛ぶ。

【接触感染】ウィルスが付着したもの（ドアなど）を触った手で、口や目などの粘膜に触れることで感染する。

(2) 予防（感染防止）のために

①咳エチケットを心がける

○咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。

○マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけて1m以上離れる。

○使用したティッシュは、すぐにゴミ箱に捨て、手を丁寧に洗う。（罹患者のゴミ箱の扱いに注意）

○マスクをせずに咳をしている人がいたらマスクの着用をお願いする。

②マスク着用の徹底

・不織布マスク1日1枚使い捨てが理想。マスク表面には触れない。

③頻繁な手洗い

・石けんを使って15秒以上行い、清潔なタオルなどで水を十分拭き取る。

・状況によってはアルコール手指消毒剤の使用や、流水での手洗いも可。

④うがいの励行

・外出後は手洗いと共に必ずうがいをする。

⑤健康管理・健康観察

・監督・引率者の責任において参加選手等の健康観察を行い、健康管理に努める。

※各宿舎及び式典会場入り口等に手指消毒薬を設置する。その他予防対策は、各選手団の責任において徹底すること。

3 感染性胃腸炎予防・感染防止の対策

(1) 感染の実際

①ノロウィルスが蓄積した、カキなどの二枚貝を十分に火を通さずに食すと感染する。

②感染者の便や嘔吐物に含まれるノロウィルスが口に入り込み感染する。ノロウィルスは乾燥することで空気中に舞い上がり直接口に入ることもある。また、調理器具などを介してノロウィルスが付着した食品を食べることで感染する。

(2) 予防（感染防止）のために

①頻繁な手洗い

・特にトイレの後や食事の前。石けんを使い十分泡立てて手を洗う。

・手洗いタオルの使い回しは厳禁。個人用の準備を。

・感染者が出た場合など、蛇口が汚れている場合もある。手洗い時に蛇口を洗うか、手洗い後は直接触れない工夫をする。

②調理での対策

・二枚貝の取り扱いは生食用を選び、十分な加熱をする。（食品の中心部85℃以上で1分以上）

・調理器具の十分な殺菌を行い、使い回しをしない。

・調理者の体調管理、手袋の使用、手洗いを徹底する。

③嘔吐物や排せつ物の処理

・処理する際は、マスク、ビニル手袋、エプロンを着用する。また、十分な換気をする。

・乾燥する前に静かに素早く拭き取る。

・0.1%次亜塩素酸ナトリウム（薄めた洗濯用漂白剤など）で消毒する。

④掃除の徹底

十分な拭き掃除をし、状況によっては定期的な消毒をする。

4 感染時の対策

(1) インフルエンザの感染

①潜伏期間は1～7日間

②症状（ウイルスによって変わる可能性有り、最新の情報に留意する。）

- ・急な発熱（38～40度）
- ・咳や鼻水、全身のだるさ、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ・有症状期間は3～7日間程度

③症状が出たときの対応

- ・保健所等の相談センターや医療機関と連絡を取り、受診する。その他、インフルエンザに関する相談は、医療機関一覧を参照のこと。
※連絡先や受診できる医療機関については、大会事務局が最新の情報を提供する。
- ・インフルエンザに関する相談は、次の「インフルエンザ相談窓口」でも受け付けている。

【インフルエンザ相談窓口】

<アルペン（湯沢町）・ジャンプ（南魚沼市）>

新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部医薬予防課

〒949-6600 新潟県南魚沼市六日町 620-2

TEL025-772-8142

<クロスカントリー（十日町市）>

新潟県十日町地域振興局保健福祉部（十日町保健所）

〒948-0054 新潟県十日町市塚原町

TEL：025-757-2400 FAX：025-757-2474 E-MAIL：ngt111730@pref.niigata.lg.jp

(2) 感染性胃腸炎の感染

①潜伏期間は1～2日間

②症状

- ・嘔吐と下痢が主な症状で、人により発熱や腹痛を伴うこともある。
- ・感染しても全員発病するわけではなく、軽いかぜ症状で済む人もいる。

③症状が出たときの行動

- ・医療機関を受診し、その指示で回復を待つ。
- ・感染拡大を防止するため、「症状がある人は最後に浴槽に入るかシャワーのみにする」「塩素消毒後、他のものと分けて最後に洗濯をする」など、入浴、洗濯、掃除等で十分な対策をとる。

5 報告（大会事務局・救護所）

- (1) 各都道府県の責任者または監督・引率者の責任において、参加選手等の健康観察を行い、異常がある場合には、**様式①「健康観察記録票」**を毎朝8：00までに各競技会場救護所に提出する。（2月5日～7日）
- (2) 都道府県の責任者又は監督・引率者はインフルエンザ・感染性胃腸炎などの感染症について、大会事務局へ報告する。医療機関を受診した際、インフルエンザ・感染性胃腸炎と同様の症状や疑いがある場合も必ず報告する。
- (3) 大会事務局では、保健所や医療機関と連絡をとり、正確な情報収集を行うと共に、各選手団への情報提供を行う。また、関係諸機関と連携し、必要に応じて組織委員会を開催し、以後の大会運営について協議、決定する。

6 二次感染予防措置（蔓延を防ぐ）

- (1) 感染者（発病の恐れのある者を含む）の措置（出場の有無、宿舎での隔離、入院、療養、帰宅等）については、関係機関の指導を受け、当該校の責任のもと判断し、速やかに各競技事務局へ報告すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合、関係諸機関との連携の上、二者（選手団、実行委員会）または組織委員会において、以降の大会運営について協議決定する。
- (2) インフルエンザや感染性胃腸炎等に感染した場合は出席停止扱いとなるので、競技には参加することができない。
- (3) 感染者（感染の恐れのある者を含む）を隔離する際の宿泊については、宿泊担当旅行者（名鉄観光、あるいは日本旅行）を必ず通すこと。